

No. 19

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
新城市	上下水道部 整備課	0536-23-7644	直通	0536-23-7047
住所	〒441-1392 新城市字東入船6-1		担当者氏名	安形 暢洋
URL	http://www.city.shinshiro.lg.jp	E-mail	gesui@city.shinshiro.lg.jp	

(1) [ 補助金額 ]

(単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	332,000	—	11～20人槽	補助しない	—
7人槽	414,000	—	21～30人槽	補助しない	—
10人槽	548,000	—	31～50人槽	補助しない	—
			51人槽以上	補助しない	—

(2) [ 平成30年度の補助計画基数 ]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合計
6	18	1					25

前年度実績基数 (14基)

(3) [ 補助対象地域 ]

- ・新城市域のうち次の区域を除く地域
  - ①公共下水道事業計画区域
  - ②農業集落排水事業処理区域
  - ③地域下水道処理区域
- ・①～③の区域において市長が認める地域

(4) [ 特定地域の有無 ] 無

(5) [ 補助対象条件 ]

10人槽以下で、下に定める環境配慮型浄化槽を設置しようとする者

※環境配慮型浄化槽とは浄化槽の消費電力が表1の消費電力基準以下であり、かつ次の基準項目ア～ウのいずれか1つ以上の条件を満たすこと。

表1 消費電力の基準

(単位W/h)

人槽	通常型	BOD10mg/以下	りん除去型
5人槽	47	58	92
7人槽	67	83	100
10人槽	92	113	174

ア 浄化槽の消費電力が表1の消費電力よりもさらに10%以上低減されていること

イ 浄化槽本体の大きさがコンパクト化されており、表2の総容量の基準を満たすこと

表2 浄化槽の大きさの基準

人槽	総容量 (m <sup>3</sup> )
5人槽	2.2
7人槽	3.1
10人槽	4.5

ウ プラスチックを主材料とする浄化槽であって、製品全体の構成部品に含まれるプラスチックの全重量に占める再生プラスチックの重量割合が、ポストコンシューマ材料の場合は25%以上、プレコンシューマ材料の場合は50%以上であること。

ただし、再生プラスチックにポストコンシューマ材料とプレコンシューマ材料を併せて使用する場合は、以下の式による

$$\frac{\text{プレコンシューマ材料重量}}{\text{プラスチック全重量}} (\%) \times 1/2 + \frac{\text{ポストコンシューマ材料重量}}{\text{プラスチック全重量}} (\%) \geq 25$$

(6) [ 欠格要件 ]

- ①新築住宅建築に伴い浄化槽を設置する者。なお、新築とは、新築、増築、改築等を行う時に建築確認申請を必要とする場合であり、建築確認申請を必要としない区域 (都市計画区域、準都市計画区域外) においてもこれを準用する
- ②浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出を受けずに浄化槽を設置する者
- ③既に浄化槽を設置している者でその付け替えとして浄化槽を設置する者
- ④住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
- ⑤販売又は賃貸借の目的で建築された住宅に浄化槽を設置しようとする者

- ⑥延床面積の2分の1以上を居住の用に供していない建物に浄化槽を設置しようとする者
- ⑦主に居住を目的とした住宅でないもの
- ⑧この要綱に基づき、既に浄化槽の補助金が交付されている者
- ⑨市税等を滞納している者
- ⑩公共事業等による補償により設置しようとする者
- ⑪同一敷地内に未接続のトイレ・排水施設等があるもの
- ⑫その他市長が補助金の交付を不相当と認めた者

**(7) [ 補助金交付申請書に添付する書類 ]**

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- ②設置場所の案内図
- ③配置・配管図
- ④浄化槽設置工事見積書の写し
- ⑤住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ⑥全国浄化槽推進市町村協議会の登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- ⑦一般社団法人全国浄化槽団体連合会の浄化槽機能保証制度による保証登録証
- ⑧型式適合認定書及び仕様書・図面
- ⑨浄化槽工事業登録の写し又は特例浄化槽工事業業者届出書の写し
- ⑩浄化槽設備士免状の写し及び公布日が昭和62年度以前の者は施工技術特別講習会修了証書の写し
- ⑪浄化槽設置工事の工程表
- ⑫納税証明書
- ⑬その他市長が必要と認める書類

**(8) [ 実績報告書に添付する書類及び提出期限 ]**

- ・提出期限：補助事業完了後20日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日まで
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- ②浄化槽法定検査依頼書の副本及び浄化槽法定検査契約書の写し
- ③浄化槽の設置に要した費用の請求書及び領収書の写し
- ④工事請負契約書の写し
- ⑤浄化槽設備士が施工状況を確認したことを証する工事チェックリスト
- ⑥施工の写真
- ⑦その他市長が必要と認める書類

**(9) [ その他 ]**

みなし浄化槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の上乗せ補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください